

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第3号

令和4年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月11日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 令和4年3月23日（水）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	上	真由美	議員	2番	岩	田	京	子	議員	
3番	戸	田	馨	議員	4番	飯	島	正	義	議員	
5番	大	泉	日出男	議員	6番	赤	出	川	義	夫	議員
7番	吉	田	俊一	議員	8番	増	田	秀	雄	議員	
9番	高	橋	昭男	議員							

不応招議員（なし）

## 令和4年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月23日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第2号議案 監査委員の選任について
- 日程第10 第3号議案 公平委員会委員の選任について
- 日程第11 第4号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計予算

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	村上真由美	議員	2番	岩田京子	議員
3番	戸田馨	議員	4番	飯島正義	議員
5番	大泉日出男	議員	6番	赤出川義夫	議員
7番	吉田俊一	議員	8番	増田秀雄	議員
9番	高橋昭男	議員			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原恵人
副管理者	鈴木勝
消防長	黒田信浩
次長	田中文雄
次長	小池稔
総務課長	小川勝司
予防課長	伊藤嘉則
指令室長	後藤祐一
松伏消防署長	永峯秀光

---

本会議に出席した事務局職員

書記長	赤羽根浩行
書記次長	清水万里
書記	松鷹亮紀
書記	石橋駿汰

○高橋昭男議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

---

◇

◎議員の紹介

○高橋昭男議長 本議会前に、吉川市選出議員の辞職に伴いまして、令和4年2月7日に行われました吉川市議会臨時会におきまして、当消防組合議会議員に当選になりました議員をご紹介申し上げます。

それでは、選出されました議員の皆様より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

最初に、岩田京子議員。

○岩田京子議員 吉川市議会よりこのたび消防組合議会の担当になりました岩田です。よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 次に、赤出川義夫議員。

○赤出川義夫議員 赤出川です。よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 大変ありがとうございました。

---

◇

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○高橋昭男議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和4年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○高橋昭男議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○高橋昭男議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◇

◎議席の指定

○高橋昭男議長 日程第1、指定第1号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますので、議席を指定いたします。

新議員の議席番号と氏名を事務局が朗読いたします。

○赤羽根浩行書記長 議長の命により朗読いたします。

2番、岩田京子議員、6番、赤出川義夫議員。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

ここで議席の指定に伴い席札の交換があるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時35分

○高橋昭男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○高橋昭男議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

1番 村上真由美 議員

2番 岩田京子 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○高橋昭男議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎副議長の選挙

○高橋昭男議長 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙についてを議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選、投票、いずれの方法にいたしましょうか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 指名推選というお声がございました。

そのように決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

指名いたします。

副議長に戸田馨議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました戸田馨議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、戸田馨議員が吉川松伏消防組合議会副議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、副議長に就任されました戸田馨副議長より自席にてご挨拶を賜りたいと思えます。

○3番 戸田 馨議員 このたび吉川松伏消防組合議会副議長を拝命いたしました戸田馨でございます。まずは、管理者、副管理者、そして消防長をはじめとする吉川松伏消防組合の職員の皆様方におかれましては、まずは住民の生命、そして財産を守るということにご尽力して下さっているこ

とに深く敬意と感謝を表します。本当にありがとうございます。

消防行政のさらなる推進、そして前進に向けてこの消防議会が有益に寄与できるよう、私といたしましても副議長としての職を全うしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋昭男議長 大変ありがとうございました。



### ◎諸般の報告

○高橋昭男議長 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和3年度定例監査及び令和3年12月から令和4年2月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条第1項の規定により、管理者から専決処分書の提出がありました。その報告書の写しをお手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎行政報告

○高橋昭男議長 日程第6、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、令和4年第1回定例会に際しましてご出席を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

それでは、早速でございますが、3点の行政報告をさせていただきます。まず初めに、当消防組合の令和4年度執行体制についてご報告いたします。当消防組合の人員については、新規採用職員1名、再任用職員1名、吉川市からの派遣職員1名を含め、157名体制といたします。また、計画のとおり南分署に1隊増隊し、今年度整備させていただきました消防ポンプ自動車1台を追加配備し、非常用救急車1台を移動配備いたします。運用方法につきましては、消防ポンプ自動車と救急車を出動計画に基づき隊員が乗り換え運用を行い、災害対応の強化を図るものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症におけます当消防組合の関連救急件数でございますが、昨年12月は前月比34件増の71件、本年1月は84件、2月は119件、3月は21日現在55件と、国、県の感染状況と同様に増加しております。前回12月議会の行政報告で説明をいたしました本感染症陽性者の救



急現場で保健所との病院選定等で時間を要する場合におけます消防本部職員が公用車により救急現場を引き継ぐ体制を2月3日から実施しております。また、3月1日からは、より実効性を高めるため、公用車から予備救急車に変更し搬送できる体制を取り、常設救急隊の稼働を確保するなど、今後も万全な救急体制の構築に努めてまいります。

次に、令和3年中の火災・救急・救助の出動件数についてご報告をいたします。火災出動件数は前年比1件増の23件、救急出動件数は前年比204件増の4,190件、救助出動件数は前年比5件増の90件となっております。出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をご確認いただければと存じます。

以上で行政報告を終わります。



### ◎一般質問

○高橋昭男議長 日程第7、一般質問を行います。

通告に従いまして、2番、岩田京子議員の質問を許可します。

通告第1号、2番、岩田京子議員。

○2番 岩田京子議員 2番、岩田です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく2つ質問させていただきます。1つ目は、安定ヨウ素剤の備蓄についてでございます。さきの3月11日、東日本大震災の11年目を迎えました。いまだ収束に至らない福島原発。原発の被害は、津波や地震の被害と違って、復興の道筋が一筋縄ではいきません。そして、2月24日、ロシア軍によるウクライナ侵攻後、すぐにチェルノブイリ原発が制圧され、21日には放射能監視システムが機能しなくなり、放射線量の上昇リスクの警告がされているところでございます。

そこで、原子力発電所の事故などで、放射能汚染が想定される際に内部被曝を防ぐために服用する安定ヨウ素剤が備蓄されていると思います。11年前、近隣市の消防組合において、隊員を福島に派遣する際、安定ヨウ素剤、またその医療マニュアルの存在等把握されていなかったというようなお話も聞き及んでおりますので、その状況について改めてお聞きしたいと思います。

2つ目は、SDGsの推進についてでございます。2015年に国連で定められたSDGs、持続可能な開発目標は、全ての国、全ての人に取組が求められております。2030年までの17つの目標です。当組合での取組及び推進体制についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋昭男議長 ただいまの2番、岩田京子議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

小池稔次長兼警防課長。

○小池 稔次長 改めまして、おはようございます。消防本部次長兼警防課長の小池でございます。よろしくお願いたします。

それでは、岩田議員のご質問に順次お答えいたします。初めに、1点目の安定ヨウ素剤の備蓄についてでございますが、原子力規制委員会による原子力災害対策指針に基づき、原子力施設からおおむね半径30キロを目安とする緊急時防護措置を準備する区域に該当しないことから、当消防組合を含め構成市町、埼玉県での備蓄はしていない状況となっております。

当消防組合では、輸送中の事故やテロなどによる放射性物質災害の対応におきましては特殊災害警防活動計画を策定しており、放射線測定器による検出、個人警報線量計の携行により安全確保を行い、人命救助などの緊急時は放射線防護服や呼吸保護具を着装の上、線量率に応じた活動可能時間などを定め、安全管理を徹底しております。

今後におきましても、国民保護的な不測の事態を含め、国、県の動向を注視の上、状況に応じ構成市町と連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 総務課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

2点目のSDGsの推進についてのうち、17の目標のSDGsの当消防組合での取組及び推進体制についてでございますが、SDGsの17の目標のうち、消防行政を推進していく上で特に関係の深い目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」、目標7の「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、目標8の「働きがいも経済成長も」、目標12の「つくる責任 つかう責任」、目標13の「気候変動に具体的な対策を」、以上5点について、今年度作成しました第2次吉川松伏消防組合地球温暖化対策実行計画及び、次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法による特定事業主行動計画の中で取り組むこととしております。

また、推進体制につきましても、当該計画の中で主管課である総務課長が計画の統括管理を担い、各課長、署長及び室長が計画の管理を行う体制を取っております。

今後につきましても、当該計画を実行する上で点検、評価、見直しを行い、SDGsを含め当該計画を推進してまいります。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

2番、岩田京子議員。

○2番 岩田京子議員 ご答弁ありがとうございました。順次、簡単な再質問になりますが、させていただきますと思います。

1つ目の件ですが、30キロ圏内ではないということで備蓄の義務がないということなのかもしれませんが、1つ、11年前もそうだったと思いますが、現地への隊員の派遣ということが今後も想定はされるのかなというところで、まずは隊員の皆様のお体の安全の確保という点でこの安定ヨウ素剤の必要があるのではないかとこのふうには思っているところです。放射線の測定器と防護服で管理を

するという話ではあったのですが、さらにこのヨウ素剤の必要性というようなものはないのか。ここで用意しなくても現地で調達ができるのかとか、その辺ちょっとお聞きさせていただけたらと思います。

もう一つは、原発からは離れているこの吉川ではあるのですが、強い市民の要望とかがあった場合、どのような対応が想定されるかという点2点をよろしくお願いします。

それから、SDGsの推進についてでございますが、幾つかの計画の中で5番、7番、8番、12番、13番の目標に向けた記載がされているということでございました。また、消防組合の仕事そのものがSDGsの一役を買うのかなというところではあるのですが、SDGsを達成するにはこの17の項目のどれだけたくさんの方の意識して行動につながられるかということが非常に大切になってくると思います。例えば、議事録の中でちょっと拝見をしたのですが、機械機具置場を木材で造る際の木材が輸入されたというようなお話があったのですが、そこを国産材に今後替えていく必要があるのではないかと、そうすることで15番の陸の豊かさを守ることに実現につながる、また国産材を利用することで森林を守ることができるので、気候変動の気候危機に具体的な採択をするという13のゴールに近づくことができるというように、今後様々な選択においてこのような視点が欠かせないのではないかと、というふうに思うのです。他の消防組合とかで、職員研修においてこのSDGsの研修をしているというところも見受けられます。本当に、人命を守るという職務における研修というものがすごく大事だと思うのですが、世界的な広い視野で見られる人材の育成という意味では、この消防組合においてもSDGsの研修等が必要かと思いますが、今後そのようなことをどのように考えていくかというところを再度お聞かせいただきたいと思います。

再質問は以上です。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

小池稔次長兼警防課長。

○小池 稔次長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の派遣時での取扱いになりますけれども、先日の3月18日にも岩手県沖での地震ということで、現地のほうでは6強ということで、当消防組合のほうも緊急消防援助隊のほうは登録しておりまして、未明時におきましては、深夜3時頃から1隊待機状態を維持しておりまして、午前中にはその待機のほうも解除になったわけでございますが、派遣時でそういった原子力関係での有事の際、活動になるかと思うのですが、そういった場合ですと、先ほどご説明しましたとおり、5キロ圏内に原子力施設を有する市区町村におきましては事前配布、また30キロ圏内であれば備蓄というような状況を取っておりますことから、恐らくは現地へ派遣した際には現地で渡されるという形になるのだらうと。また、内閣府におきまして、そういった備蓄を取っておりますので、そういった施設外のところであっても、国のほうから輸送なり、そういった形で渡されるものかと思っております。

あとは、市民からの要望での備蓄の体制につきましては、今般報道でなされておりますとおり、国際情勢により、放射能物質等を搭載した誘導弾など、当消防組合管轄に絶対的に落ちないというようなことは否定はできないところでございますけれども、そういった国民保護的な不測の事態も含めまして、国なり県なり、そういった形で原子力施設ではない区域であっても全国的に配備するというような動向が見受けられましたら、備蓄のほうは進めさせていただくこととなりますけれども、どちらかといいますと、先ほど説明しましたとおり、備蓄なり事前配布というのは市町村のこととなりますので、どちらかといいますと構成市、また構成町のほうで備蓄のほうをする形になるかと思えます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 次に、小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 それでは、SDGsの職員の研修についての質問にお答えさせていただきます。

SDGsの取組については、各企業、各地方公共団体と同様に役割は大きい。積極的に取り組む必要があると認識をしているところでございます。このことから、消防行政に重点を置き、環境問題についても職員一人一人が取り組むように進めてまいりたいと思えます。

現在の研修なのですけれども、主に消防、救急、救助に関する活動に関する研修に重点を置いているところでございます。来年度の研修計画、既に策定済みとなっておりますので、それ以降環境に関する研修を今後検討してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

○2番 岩田京子議員 ありません。ありがとうございます。

○高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○高橋昭男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第8、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に

関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

- 中原恵人管理者** それでは、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案件につきましては、消防団員の処遇改善を図るため、災害、訓練等への従事に対する費用弁償を出動報酬に改め、その支給額を見直しさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、警防課長から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

- 高橋昭男議長** 次に、小池稔次長兼警防課長。

- 小池 稔次長** それでは、説明させていただきます。本案件につきましては、総務省消防庁における消防団員の報酬等の基準の策定についての趣旨を踏まえ、消防団員の減少による地域防災力の低下を来さぬよう消防団員の処遇改善を図り、消防団員数の維持、確保に努めさせていただくものでございます。

具体的な改正内容につきましては、国の基準を鑑み、消防団員における災害、訓練等の出務に対する費用弁償を出動報酬に改めまして、各出務の支給額等を見直しさせていただくものとなります。

まず、現行の災害出務は1回につき2,500円の支給額を、1日につき4時間未満4,000円、4時間以上8,000円に改正させていただくものでございます。

次に、現行の訓練の出務は1回につき2,000円、その他の出務は1回につき1,000円の支給額を、各出務区分を統合し、1日につき訓練等の出務2,000円に改正させていただくものでございます。

以上で本条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

- 高橋昭男議長** これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 高橋昭男議長** 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 高橋昭男議長** 挙手全員であります。

よって、第1号議案 吉川松伏消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決**

○高橋昭男議長 日程第9、第2号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

監査委員の審議に入りますので、地方自治法第117条の規定により、2番、岩田京子議員の退場を命じます。

〔2番 岩田京子議員退場〕

○高橋昭男議長 提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第2号議案 監査委員の選任についてご説明をいたします。

本案につきましては、議会選出の監査委員でありました吉川敏幸氏の吉川松伏消防組合議会議員の辞職に伴い、その後任に岩田京子氏を選任することについて同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 異議なしと認めます。

これより第2号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、2番、岩田京子議員の入場を認めます。

〔2番 岩田京子議員入場〕

---

◇

**◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決**

○高橋昭男議長 日程第10、第3号議案 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** 続きまして、第3号議案 公平委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案につきましては、現公平委員会委員の高鹿幸一氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を求めるものでございます。高鹿幸一氏につきましては、人格が高潔であり、人事行政に関し高い識見をお持ちの方でございます。よろしく願いいたします。

○**高橋昭男議長** これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**高橋昭男議長** 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第3号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**高橋昭男議長** 挙手全員であります。

よって、第3号議案 公平委員会委員の選任については、原案のとおり可決されました。



#### ◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○**高橋昭男議長** 日程第11、第4号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○**中原恵人管理者** それでは、第4号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましてご説明をいたします。

令和4年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を17億8,258万8,000円とするものでございます。令和3年度当初予算と比較いたしますと5,309万4,000円、約3.1%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、消防指令システム部分更新の実施に係るものでございます。

令和4年度の編成に当たりましては、消防活動の中核となる消防指令システム部分更新をはじめ

車両や施設の整備及び維持管理に係る経費を効率的に配分することで、消防力の維持、強化を図る予算といたしました。また、消防団につきましては、消防団員の処遇改善を目的とし、費用弁償から出勤報酬への見直しを行うとともに、効率的な活動を確保するための資機材の整備を推進するなど、引き続き地域防災力の強化を図る予算といたしました。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 次に、黒田信浩消防長。

○黒田信浩消防長 消防長の黒田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、第4号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計予算の説明をさせていただきます。お配りさせていただいております一般会計予算書により、歳入歳出予算の主な内容につきまして順次ご説明をいたします。恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為のうち、1行目のネットワーク機器保守委託事業及び3行目の通信指令施設保守点検委託事業でございますが、本年度未にて契約期間満了となり、継続した契約が必要でありますことから設定させていただくものでございます。

また、2行目及び5行目の吉川松伏消防組合及び吉川市消防団、松伏町消防団AED賃貸借事業でございますが、車両などに配備しております耐用年数を経過するAEDにつきまして新たに60か月のリース契約を行うことから、令和5年度から令和9年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金15億5,463万5,000円についてでございますが、吉川松伏消防組規約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合は前年度の地方交付税におきます消防費の基準財政需要額によりますことから、吉川市負担金につきましては負担割合が67.30%の10億4,626万9,000円、松伏町負担金につきましては負担割合が32.70%の5億836万6,000円をそれぞれ算出させていただいております。

2節非常備消防費負担金の8,956万5,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に関する経費で、吉川市負担金6,188万6,000円、松伏町負担金2,767万9,000円となっております。

その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出と併せましてご説明をいたします。

それでは、11ページ、12ページをお開き願います。3款1項消防費、1日常備消防費の説明欄下段、消防職員給与費12億9,950万2,000円につきましては、職員156名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金を予算計上しております。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。説明欄中段の研修事業783万8,000円につきましては、消防学校など消防に関する高度な知識、技術を習得するための各種研修費、職務の遂行に必要な



となる資格取得費などを予算計上しております。

なお、事業別予算のうち18節負担金補助及び交付金につきましては、消防大学校にて上級幹部たる人材を養成する幹部科などの入校負担金82万1,000円の予算や、埼玉県消防学校にて救急業務に従事させるために必要となる救急科、各3期延べ6名、消防職員として従事するために必要となる初任教育などの入校負担金160万2,000円を含む573万9,000円を計上しております。

次に、19ページ、20ページをお開き願います。説明欄下段の車両資機材管理事業2,166万6,000円につきましては、車両及び資機材の維持管理などに係る費用を予算計上しております。

次に、21ページ、22ページをお開き願います。説明欄上段の事業別予算のうち13節使用料及び賃借料につきましては、先ほど申し上げましたAED1台分のリース料を含む18万6,000円を予算計上しております。

次に、23ページ、24ページをお開き願います。説明欄下段の通信指令管理事業1億6,285万4,000円につきましては、災害現場にて活動隊員同士が使用します署活動用無線機の更新、指令システムの維持管理などに係る費用を予算計上しております。

なお、事業別予算のうち14節工事請負費につきましては、消防指令システム部分更新工事として、平成27年度に導入しました高機能消防指令システムについて劣化した情報管理系機器等を更新し、迅速かつ確実な出動指令体制を維持するための改修費用として1億3,291万5,000円を予算計上しております。当該改修に係る財源につきましては、消防施設整備事業債を75%活用するものでございます。

次に、25ページ、26ページをお開き願います。2目消防施設費でございますが、説明欄下段の庁舎等維持管理事業5,632万9,000円につきましては、消防本部を含む吉川消防署、南分署、松伏消防署の3つの消防庁舎におけます光熱水費、庁舎設備の維持管理費などを予算計上しております。

次に、27ページ、28ページをお開き願います。説明欄中段の事業別予算のうち14節工事請負費につきましては、南分署の空調機器が導入後19年が経過しており、経年劣化による故障が多く発生していることから、更新費用として2,713万7,000円を予算計上しております。当該改修に係る財源につきましても、消防施設整備事業債を90%活用するものでございます。

続きまして、3目非常備消防費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団員給与費3,575万7,000円につきましては、310名分の消防団員年報酬と退職報償金の準備資金積立てに係る負担金などを予算計上しております。

なお、事業別予算のうち1節報酬につきましては、令和3年度まで出務に応じ費用弁償で支給していたものを報酬に改めたことに伴う出動報酬488万4,000円を含む2,314万5,000円を予算計上しております。

次に、説明欄下段の吉川市消防団運営事業1,075万円につきましては、消防団車両の維持管理に係る費用を予算計上しております。

次に、29ページ、30ページをお開き願います。説明欄中段の松伏町消防団員給与費1,445万2,000円につきましては、105名分の消防団員年報酬など、吉川市消防団と同様に報酬制度に改めたことに伴う出動報酬293万4,000円を含め、予算計上しております。

次に、31ページ、32ページをお開き願います。4目非常備消防施設費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団器具置場維持管理事業378万8,000円につきましては、器具置場の修繕費用や維持管理費などを予算計上しております。

なお、事業別予算のうち14節工事請負費につきましては、第5分団器具置場のやぐら解体工事費用258万5,000円を予算計上しております。

次に、33ページ、34ページをお開き願います。4款1項公債費の1目元金1億2,113万5,000円、2目利子160万5,000円につきましては、消防庁舎、消防車両や消防団車両の更新整備、器具置場新築工事など借り入れた地方債の償還金の予算計上となっております。

以上で令和4年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、7番、吉田俊一議員の質疑を許可します。

通告第1号、7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 7番、日本共産党の吉田俊一です。

令和4年度吉川松伏消防組合一般会計予算、事項別明細書の12ページをお開きいただきたいと思います。3款消防費、1項消防費、1目常備消防費、消防職員給与費に関連して、現場対応の職員の配置人数について令和3年度との比較をご説明いただきたいと思います。

2問目、同じく3款消防費、1項消防費、1目常備消防費、消防職員給与費に関連して、新型コロナウイルス感染症などの影響がありまして、この間救急出動も増えているかと思いますが、この救急出動回数について、現状や令和4年度の方針について説明をいただきたいと思います。第6波の感染者数の発表を見ますと、2月の第1週は吉川市、松伏町を合わせると592人、第2週目は658人、3週目も660人ということでかなり大勢の方が陽性となっており、自宅療養の方もその間増えてきたかと思います。管理者からの報告の中に、救急出動と併せて引継ぎ部隊を編成して対応して、努力をされている様子でございますが、十分なのか伺いたいと思います。

3つ目の質問は、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費、通信指令管理事業費、事項別明細書の24ページになります。12節委託料及び14節工事請負費の内容について詳しく説明をいただきたいと思います。

4点目は、14節の工事請負費、消防指令システム部分更新工事と、令和4年度に予定されています消防指令業務共同運用についての話し合い、この兼ね合いについて説明を求めたいと思います。

○高橋昭男議長 7番、吉田俊一議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 総務課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

吉田議員の質疑に順次お答えいたします。初めに、1点目の現場対応職員の配置人数における令和3年度との比較についてでございますが、先ほど管理者からの行政報告のとおり、南分署に1隊増隊されることにより、現場対応職員3名が令和4年度から増員されます。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症などの影響と救急出動体制についての状況についてでございますが、こちらも先ほどの管理者からの行政報告のとおりとなりますが、常設救急隊3隊、編成救急隊1隊、新たに乗換え救急隊1隊を増隊し、5隊の体制といたします。新型コロナウイルス感染者からの要請の対応につきましては、この5隊で可能と考えておるところでございます。以上でございます。

3点目、4点目につきましては、指令室長からご説明をさせていただきます。

○高橋昭男議長 次に、後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 指令室長の後藤です。よろしくお願いいたします。

吉田議員のご質問に順次お答えをいたします。3点目の消防費、常備消防費、通信指令管理事業、12節委託料及び14節工事請負費の内容についてでございますが、まずは委託料のうち通信指令施設保守点検委託料につきましては、119番の通報受信に関連する機器や消防救急デジタル無線を含む消防指令システムを安定的に運用するための保守点検となります。業務の範囲につきましては、必要な保守点検と併せまして、24時間365日の障害受付、保守員の派遣と並行したりリモートによるシステム監視及び障害対応なども含まれます。通信指令システム改修事業につきましては、聴覚や言語に障害をお持ちの方からの通報を受信するための機器を、この後ご説明いたします消防指令システム部分更新整備事業に伴い配置変更するための委託料となります。

続きまして、14節工事請負費についてでございますが、消防指令システム部分更新に伴います整備費用となります。既設の消防指令システムにつきましては、平成28年2月の運用開始から約6年が経過しております。消防指令システムを構成する機器のうち、推奨交換年数を迎える機器であります指令装置、指令電送装置、出動車両運用管理装置、システム監視装置など運用、制御及び管理する優先度の高い機器を選定いたしまして、部分的に機器の入替えを実施するものでございます。

4点目の14節工事請負費、消防指令システム部分更新工事と消防指令業務共同運用との兼ね合いについてでございますが、先般構成市町の議会議員の皆様には、お忙しい中、5消防本部で協議を進めております消防指令業務の共同運用についてご説明をさせていただいたところですが、実運用につきましては令和8年度からをめどとしており、先ほど消防指令システムの部分更新整備事業でご説明をいたしましたとおり、令和4年度には推奨交換年数を迎える機器が存在し、年々機器の不具合に対する対応件数も増加している状況となります。予見できない不具合につきましては、消防行政サービスの機能停止に直結する場合もあると考えておりますことから、消防指令業務共同運用の実運用に向け協議が進められている段階ではありますが、消防指令システムの部分更新につきましてはこの時期において手当てする必要があると考えております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対しまして再質疑はありませんか。

7番、吉田俊一議員。

○7番 吉田俊一議員 職員配置の件については、南分署に3人増員ということで、ポンプ車両と救急の兼務というような説明と理解しました。この救急隊員の件については、これまで本部に2隊と、松伏と南分署に1隊ずつでなかったかと思うのですが、令和4年度は常設3隊と、そのほか2隊で5隊ということなのですが、どのように配置されているのか、もう少し説明をいただきたいと思います。今までは救急車両ではなくて、普通車両を使った引継ぎ隊を運用しておられて、救急隊が長時間現場で待機をすることがないように工夫をして運用されてきたという話は聞いておりますが、予備の救急車両があるかとは聞いていましたが、それも出動したりすることも時にはあったと聞いておりますが、実際上はこの救急出動について令和3年度と比べて充実が図られているのか、もう一度確認をしたいと思います。

通信指令業務の委託料の中で聴覚障害がある方への対応等が通信システムの中で取られるというような答弁だったと思うのですが、具体的にどういった内容か伺いたいと思います。

消防指令システムの部分更新については、6市1町で検討している消防指令業務の共同運用が令和8年を目標に議論されているということですが、この間必要な消防指令システムを維持するということは当然のことと思いますが、この間救急業務の出動が非常に増えているということで、消防の出動は件数が少ないので、指令業務を統一しても大きな差し障りはないかもしれませんが、救急の出動受付はかなり現場で工夫をして出動しているように思いますが、そういった点、今後共同運用にただ進めばいい、メリットしかないというような発想ではうまくいかないようにも思うのですが、その点どのようにお考えか伺いたいと思います。

○高橋昭男議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

小池稔次長。

○小池 稔次長 それでは、吉田議員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の令和4年度の救急車の配置の状況でございますが、令和4年度におきましては、吉川署、常設の救急隊が1台、松伏署が常設の救急隊1台、また南分署のほうにも常設の救急隊が1台で、常設救急隊が3台になります。それで、この3台が出動したときに、4件目の救急に対応するときに南分署のほうに消防隊のほう为载体換える。乗換え運用する救急車のほうが1台ございます。4台出払った場合に、5台目、5件目の救急に対応する車両が、吉川署にもう一台救急車がございます、それは吉川署のほうの消防隊等で編成する編成の救急車があります。ですので、吉川署のほうが2台、南分署のほうが2台、松伏署のほうが1台、計5台の車両で運用する形になります。

それで、2点目についての現場の引継ぎ体制につきましては、前回12月議会、また本議会での管

理者の行政報告と重複してしまうところなのですけれども、本新型コロナウイルス陽性確定者からの救急要請の場合につきましては、現場の救急隊が保健所を介して病院選定することになっておりましたが、いかんせん時間を要することがありますことから、消防本部職員2名の者が公用車のほうで緊急走行で現場のほうに行きまして、現場の救急隊に引き継いで、救急隊のほうは署に戻って消毒する等して、次の救急の出動に備える形を取っております。

それで、こちらのほうも管理者からご説明ありましたとおり、こちらの引継ぎ体制につきましては、実施するに当たりまして1週間当たりの陽性患者からの救急件数などの実施判断基準を設けておりました。こちらでも重複してしまうのですけれども、基準に達しました令和4年2月3日から開始いたしまして、基準以下となった2月16日までの間は9件出動しております。また、同様に、基準に達しました3月1日からは実効性を高めるために公用車から予備の救急車、そちらの活用をしまして、3月8日までの間は1件出動しております。

それで、先ほど総務課長からお話ありましたとおり、こちらの予備の救急車につきましては、先ほど説明しました南分署の乗換え救急隊のほうで令和4年度から実運用することになりましたので、予備救急車を活用しての現場引継ぎ体制というのは令和4年度以降はできない形となります。現在は埼玉県におけます蔓延防止期間の解除となっておりますところでございますけれども、病床利用率などを見ますと、まだまだ予断を許さない状況となっております。また、今後新たな変異株など蔓延により救急車の稼働が逼迫するような状況下であれば、見込まれる場合は特性に応じた形で公用車等で引き継ぎ隊ということは実施させていただこうとは考えているところでございます。

以上となります。

○高橋昭男議長 次に、小川勝司総務課長。

○小川勝司総務課長 総務課長の小川です。よろしくお願いたします。

吉田議員のご質問にお答えいたします。消防指令業務の共同運用に関して救急出動に関する件などでございますが、基本的に消防業務、救急業務に関して共同運用で消防力が低下することはないと思っております。基本的に住民に不利益があるような共同運用はうちのほうでは考えておりません。

以上でございます。

○高橋昭男議長 吉田俊一議員にまだ答弁残っておりますので、次に後藤祐一指令室長。

○後藤祐一指令室長 吉田議員のご質問にお答えいたします。

委託料のうち通信指令システム改修事業委託料の中で、聴覚や言語に障害をお持ちの方からの通報の部分になるのですが、こちらにつきましては音声による119番通報が困難な方が携帯電話やスマートフォンなどインターネットを使用して簡単に119番通報ができるいわゆるネット119というようなシステムがございまして、こちらを消防指令システムの部分更新事業に合わせまして、現在設置されている指令台につきましては、指令室を御覧いただくと分かるのですが、前列後列各2台

ずつの計4台で運用しておりまして、現在は、後列に設置されている指令台の場所から受信頻度の高い前列の指令台付近で配置変更することで、ネット119システムの受信画面を確認しながら指令台操作を迅速かつ利便性を高めるために改修する委託料となっております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第4号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案 令和4年度吉川松伏消防組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。



#### ◎閉会の宣告

○高橋昭男議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時50分